

(註) 高橋等は関する規定)

一 活動任務

(1) 工場委員会組織 (この場合の工場委員会は工場側が必要による天下りの組織ではなく、労働者の自由の機関である) に依りて、日常業務的任務の一致を計りこれを資本家との具體的闘争に進展せしめらるること。 (2) 工場委員会未組織組織の別は無く一工場公衆的 (3) 工場委員会の組織を通じて同一産業乃至同一地方の諸工場労働者委員を共通の闘争目標下に結合せしめ、且つ組合組織の媒介せらるる。

(4) 演説会、研究会を通じて大衆の収束、共闘り高揚に依り政治的闘争への結合

二 組織

(1) 組合同盟執行部が全般的統制の任に當り、 (2) 全国地方聯合会 (又は組合) は常任指導部長を置く、 (3) 地方聯合会 (又は組合) 指導部長の下に若干の常任委員を置く、 (4) 縣聯合会 (又は組合) 常任委員の下に地蔵的指導委員を置く、

(5) 地蔵的指導委員は直接に工場委員会又は同地方の工場代表を指導す、 (6) 他、労働団体との提携を常に考慮に入れらるること。

政治闘争に關する規定

一 日本大衆党との共同動作を原則として全面的に闘争を転進すること。